

秋田県告示第220号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

令和8年3月31日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 作業種類 基本測量（水準測量）
- 2 作業期間 令和8年4月20日から令和9年3月5日まで
- 3 作業地域 山本郡八峰町